

ので、この問題は、本日直ちにここで補助を何とかしないとかはなかなかむずかしい問題でございますので御勘弁をいただきまして、近々商工会から退職金共済制度の新しいものにつきましての御相談があると思いますので、その節十分に御相談をしてみたいと思います。なお、ただいまの件につきまして担当の課長より現状等を御報告申し上げます。

それから、業者テストの問題につきましては教育長の方、それから市道の管理につきましても担当の課長から答弁をいただきますが、御指摘のとおり管理が不十分であることを大変申しわけなく存じる次第でございます。どうも市民の迷惑心というものを十分に認識していただけないというところにいろいろ問題があるわけでございますので、今後できるだけ御指摘の点に注意いたしまして、工事ににつきましては住民に迷惑をかけるまいよう十分な注意をしてみたいと思う次第でございます。つきましては担当課長から詳しい御説明を申し上げますのでよろしく願いたいと思います。

○教育長（町田倍二君） 自席からお許しをいただきまして、業者テストのことにつきまして、教育委員会では業者テストについてどのような指導をしているか、

あるいは業者テストの実施されている現状についての御質問でございますが、御指摘の点につきましては、これはいわゆる民間の業者テストが行う一斉テストのことでございまして、このテストを実施することによりまして受験生一人一人の偏差値が統計的な数値といたしまして算出されまして、これが御承知のとおり高校の進学に必要な適確度の高い目安資料となっていると言われておりまして、現在都内はもちろん全国のほとんどの中学校が利用して、あるわけでございます。

御案内のように、この業者テストによる偏差値につきましては、かねてからいろいろ問題になっているわけでございますが、これによって現在の中学校の教育がやめられいているのではないが、あるいは中学校の主体性を失っているのではないかというような批判がございまして、昨年の五月から八月にかきまして都内はもちろん全国的な社会問題といたしまして新聞、あるいはテレビ等で報道されまして論議を呼んだ次第でございます。それで東京都の場合は、国にできがけまして昨年の四月から五月にかきましてこの業者テストの実態調査が行われまして、島嶼の十九校を除く都内全体の中学校五百四十校につきまして調査されたのでございますが、そのうち五十一年度について申し上げますと、業者テストを実施していない学校は二校でございまして、あとの五百

三十八校は全部この業者テストを実施してゐるわけでございます。又、その実施回数につきましても、最低一回から最高十一回という結果が出されてゐる次第でございます。ただ、この業者テストについては、御指摘のようにいろいろと批判があるわけでございますが、そのテストから算出される偏差値が中学校に広く使われるようになった背景の一つといたしましては、中学校が進路指導する際にこの偏差値を利用いたしますと高校への合格、不合格の見通しが立てやすいということと、現在の高校の入試制度が根本的に改善されない限りこれらは必要悪と言われながらも、進路指導の資料として利用せざるを得ないというのが現実であり、又、実態であるとも言われている次第でございます。ただ、これもすでに御案内のように、この業者テストのほとんどが学校において、先ほど御指摘いただきましたとおり、平常の時間内すなわち教育課程の中において行われているということが大きな問題になっている次第でございます。

それから、次の当市の現状につきまして申し上げますと、当市におきましてもこの業者テストは三つの中学校とも実施されております。学年別に申し上げますと、一年生と二年生を対象にして実施されたのが一校ございまして、他の二校は一年生、

二年生は実施されております。それから三年生につきましては全校実施されております。五十年度について申し上げますと、五回実施されたのが一校、六回実施されたのが一校、三回実施されたのが一校でございます。なお、五十一年度におきましては五回実施されたのが二校、一回実施されたのが一校、計三校でございます。そのうち一校につきましては授業時間内に実施されておりましたが、他の二校につきましては放課後、すなわち時間外に実施されている次第でございます。

それから、この業者テストに関する実態調査は、東京都と文部省の両者でそれぞれ行われたのでございますが、すでに新聞等で御案内のように、この実態調査の結果に基づく通達が御指摘されましたように東京都の場合につきましては昨年六月、文部省につきましては昨年九月に通達が出されましたのでございますが、当市といたしましても校長会等通じまして、その通達の指示につきまして指導の徹底を図った次第でございます。なお、この通達の内容についてかいつまんで簡単に申し上げますと、ただいま御指摘があったとおりでございますが、「各学校におきましては、進路指導に必要な資料は学校が主体的にその創意をいかして作成し適切な活用を図るべきである。」とあります。当面教育課程の管理と言いますが、要するに

この業者テストについては平常の授業時間内には実施しないようにすること、それから、「学校は、テスト偏重の教育を助長するような授業には援助を与えてはならない」ということ。それから、「教職員の信用を失墜するような行為は現に慎むこと。」等が主な内容でございます。要するに、業者テストを直ちに全廃するということとは、先ほども申し上げましたが、現在の高校の入試制度が改善されない限り困難でありますので、いわゆる自粛通達というような形で、都の方あるいは国の方から行政指導があったと解釈している次第でございます。

それから、当市といたしましては、先ほども申し上げましたように校長会等におきまして慎重に検討されたのでございますが、仮にこの業者テストを直ちに廃止した場合に、現在他の市町村も廃止しておりませんので、そのために福生の子供だけが高校進学に際して、他の地域の子供に比べまして著しく不利になってしまうことが考えられるわけでございます。

それから、東京都の中学校長会におきまして、この業者テストを直ちに全廃するということ現場における進学指導に非常に動揺、混乱を与えるということになりますので、当面実施回数を現在よりも減らすべきであるということと、又、実施する時間

については正規の授業時間を当てないということが東京都中学校長会の研修見解といたしまして出されている次第でございます。したがって、当市の場合におきましては校長会などで慎重に検討したのでございますが、その結果、この業者テストの実施回数は、当市といたしましては他と比べましてそう多くはありませんが、都及び国の自粛通達に沿ってその実施回数を減らす努力をするということと、少なくとも授業時間内における業者テストは絶対に行わないということを確決定した次第でございます。今後さらに研究し努力を重ねるということに意見の一致を見た次第でございます。業者テストのことにつきましては以上のようなふうになっておりますので、よろしく願います。

○経済課長（生子国利君）

ただいまの私の方の御質問に、市長が御答弁申し上げたんですが、その補足として御説明申し上げますと、現在、この制度につきましては確かに御質問のように従業員の福利厚生、それと従業員の定着ということがねらうて制度ができたわけですが、これには二つの国の制度がございまして、参考までに申し上げますと、国の制度には中小企業退職金共済制度ということで、これが法に基づいてあるわけです。で、これには従業員しか入れないということ、それからもう

一つは掛金については事業者が全部負担する、それからもう一つは中小企業者の中で事業者のみがこの退職金制度と同じような制度を受けられる小規模企業共済制度というものが別にございます。これには事業者のみが入れる、したがって第一番目の従業員だけの入れる制度というものにつきましては、これは、国は一部援助をいたします。

それから小規模の方の事業者だけが入れる方は、これは国が出資金を持って行うということになっております。で、掛金はほとんど同じような掛金の仕方になっております。ところが、これと別に単独で制度ができるわけですが、これは税法の關係から税足ができるわけですが、税法の中にこういったものを大蔵大臣あるいは税務署、そういうところの認可を得まして、それによって単独でできるわけです。これができるのは先ほど市長からお話し申し上げました、商工会連合会の制度が特定退職金制度ということにございます。

しかし、この制度の相違というものを考えてみますと、国と、単独でやった場合には国の方が非常に給付率も悪いという点があります。それから、事務手続そのものが非常に複雑化しているという点、それによって共済制度の方は新たに単独のものを

つくったわけですが、さらに福生市の商工会としましてはこれをその商工会の連合会から別途に独立して事務の敏速を図ることと、給付内容の向上を図ろうということとがねらいで今回この検討がされているわけですが、これが先ほど市長からお話しになりました単独で市独自の、商工会が行うというふうな制度にしようということでは検討されているわけですが、これは、現在入っている方たちの、もちろん給付内容は向上するわけですが、これによってある程度加入率、そういうものも促進していくには給付内容の向上と、それから掛金によつての率というものを十分検討している、やはり、これは企業主が掛金をしていただくということと変わりありませんけれども、この制度にはまず退職金以外に年金が出るということにございます。ですから、ここに国と全然違つた、単独でやった場合にはやはり退職金並びに希望によつて年金が受けられるというふうな制度が変わっているところとございます。それから、加入者につきましても、この加入は従業員のみなならず、加入者は、事業者それから役員そういう者を全部包含してこれに加入しているというやり方でございます。

ですから、これらの研究が行われておるのですが、それでは現在退職共済制度というものに加入している福生市の従業員はどの程度いるかということをご参考までに

私が調べましたんですが、加入対象の従業員としては約三千六百程度あるのではないかと、で、現在加入しておる方が二百一名、加入率としては五・五％というのが現状で八十四事業所が現在入っておるわけですが、これから考えてみますところ、今の制度の改正あるいは独立して商工会独自でそれを運営していくことは福利厚生面においては従業員に対しては非常によろしいんじゃないかというふうに考えておりますので、私の方は側面的な指導あるいは御援助を申し上げまして、PRその他についても十分協力いたしまして加入を促進して共済事業の一環としたいというふうに考えております。

なお補助金等につきましては、それらの加入率あるいは先ほど市長が申し上げましたとおり、他の市民との関係、そういうものを十分配慮しなければならぬわけですから、それらを検討いたしまして、さらに商工会独自の独立した場合における、いろいろの問題もありますので、それと同時に検討を加えまして早く対応したいというふうに考えております。いずれにしてもまだはっきり結論は出ませんけれども、商工会の方は準備段階に入っておりますので、現状としてはそういう状態でございます。

○建設課長（森田 進君） 自席からお許しをいただきます。ただいま市長が答弁い

たしました第四点の市道の管理の問題について、補足して御答弁申し上げます。

御案内のように市道の管理につきましては、道路法あるいは施行令、又、市道の占用規則、そういうものに基づきまして市道の占用等をつくってあるわけです。

御質問でございます。第一点の電電公社のケーブル工事等に対する条件でございますが、これらにつきましてはほかの工事と同じように市道管理者というふうな立場でございますので、道路の維持管理というものを中心に条件をつけて許可をしていくわけでございます。

許可条件といたしましては、これは道路法の規定等にもございますが、占用の場所であるとか、あるいは占用の目的あるいは占用箇所あるいは面積それから占用の期間、そういうものが許可条件になっておりまして、そのほかには復旧工事をする者が行うとか、あるいは関係法令を遵守して占用しろとか、それから復旧に関する道路管理者との協議だとか、あるいは工事に着手する場合、あるいは工事が完了した場合のそれぞれの届出の提出があるわけです。施工後における道路管理者の検査とか、そういうようなものを一応条件づけて許可をしていくわけでございます。

電電公社の関係についても、そういう関係で道路占用の許可を与えているわけ
でございます。全般的な事項といたしまして、二点目の御質問でございますが、
れども、現在五十一年度でございますけれど、五十一年度の占用件数といたしましては、
三月五日現在二百七十八件を占用許可しております。この中で一番多いのは水道の
家庭給水の工事、あるいは歩道の切り下げ工事、そういうものが多くござい
まして、あとはそれぞれ占用者が実際に道路を掘る工事、道路を占用して工事
するための占用申請等があるわけでございます。それで特に二つ各占用の内容
に従いまして条件が違っておりますけれども、たとえば、家庭用の雑排水の接続
等の問題につきましては取水ますを設けること、あるいは側溝等の清掃を十分
に行うとか、又、歩道切り下げ等については、交通等について十分に留意して
切り下げ工事を行う、そういうふうな形のことを条件にしてつけているわけです。
それから道路占用の申請から一応検査が終了するまでの経過でございますが
れども、これにつきましても、道路法あるいは市の占用規則等に細かく規定が
してございます。それに従いまして許可あるいは復旧状況の検査等行っているわけ
でございます。

以上大変雑駁でございますけれども、道路占用の件について、補足して御答弁申
し上ずす。

○十九番（大野行夫君）　まず一点の庁内の機構の件でございますが、市長からは制
度ではなくして課長補佐を六月ごろ任命して、いきなりというふうなお話ございませ
んが、やはり現在の毎日の事務等を見ておきますと、非常に乱雑的な感じを受
けますので、これからの行政面についての市長の施政方針の中にもありますように、事
務を充実させてその職員の質の向上を図ると述べておりますが、それをしていく上
においてはやリこの部制、というものを付ミリして、そして対処していかなければなら
ない、幾ら課長補佐をつくったところが課長より下なんですから、その雑多な事務対
処というのはできないと思います。市長は、施政方針でそのことを言っていて、いま
言ったことと違うんですけれども、その点についてもう一度部制というものについての明
確なる御答弁をお願いしたいと思います。

それから、中小企業の問題でございますが、時間も余りありませんので担当に
質問いたしますけれども、補助金については他の市民とのバランスがあるんでとっちゃ
っておりますけれども、市の各種団体で補助金をもらっていない団体は一つもないわけ

でございます。文化団体やあらゆる団体が全部その補助金制度の中に生きている
と言つては過言かもしれませんけれど、そういうような状態で現在いつているわけです。
そういう中において、私はこの問題で補助金を何百万、何千万出せという金額のこ
とは言っておりません。ただ、いつも市長は商工会に対して、商工会を指導して、
そして商工会によつて市の中小企業の育成を図るんだと、これはいつも市長が言つ
ていることなんです。さようもこの施政方針の中でもそのことを市長は述べておりま
す。とするならば、そういう問題について定着させて従業員を一軒のお店で長く勤
めさせる、その福利厚生事業を興して、いくというところは、市が親心で指導するのは、
これはあたりまえのことであるし、それを行う上において私は提案したわけです。私は、
これにあわせて共済制度の中で冠婚葬祭、出産等もなお加味されたりよりリッパ
な福利厚生制度ができるんじゃないかと、このように思いますので、その二点につきま
して補助金の問題の一步進んだ考え方と、商工会がたゞいま検討されております
共済制度の中に、冠婚葬祭等もまじえた共済制度も又加味されて、いったらなほ
一層の充実が図れるんじゃないかと思ひます。その二点について、この問題について
御答弁願ひます。

業者テストの件ですけれども、これについて教育長からいまい、いろいろな話がありました
けれども、偏差値の問題が相当大きく課題になっております現在に、これは中学生
の、十四歳の子供の投書なんですけれども、「業者テストや偏差値に対する論議が
いろいろとなされ、偏差値廃止という声もよく聞く。確かに業者テストには欠陥
が多いと思う。又、単に機械によつてはじき出された点数に、自己の道を託すこ
うことに抵抗とむなしさを感じたりもする。しかし、私たち受験生にとって、確
実に合格するという保証はどこにもないだけに、やはり不安である。偏差値廃止、助け合
い教育と、どのような名言を出されても、そんなものは私たちの不安を軽減するどころ
かますます増大させるばかりである。何ごとでも改革というものはその後の見通しが
立つて初めて行われるべきものと思う。偏差値問題や業者テストに対する非難
ばかりがワイワイ騒がれ、肝心の私たちが置き去りにされているように感じられるの
は私が利己的過ぎるからだろうか。」と、このような投書も入っておりますが、先ほどの
憲法第二十六条の中の「能力に応じて」という言葉は、私は、この少年が言つてい
ることじゃないかと思ひます。同じ一年生でも二年生でも一から十まで全部偏差値が同
じということはないわけですから、これは、子供の能力に応じて違つてゐるわけですから、

そういう内容的なことを教育委員会がどのような態度でこれに指導育成をなされているかということをお伺いしたいわけなんです。

教育委員会の教育委員長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選出によつて教育委員長という職席に着いていると思います。それであるならば、その会議においても本日開かれておりますこの定例議会と同等の職務を持つた会議を、いつもなされていることと思いますが、その中でなされる内容において、この「能力に応じて」という憲法第二十六条の骨子に基づいた会議のあり方と、各条例に基づいて行っております、この学務係の各学校に対する指導のあり方について御答弁を願います。業者テストについても学務課あるいは教育長の方で業者テストというものをどのように考えられているか、又、いつも学校へ行つて業者テストを見られてこの内容をどうだこうだということを検討されたことがあるかどうか、その点もあわせてお伺いいたします。

それから、市道の管理についてでございますが、ただいま課長の答弁で表面的なことは申されておりますが、この電電公社を例に挙げますと、元請のAと、このAが工事を取りまして、大体実際に工事を行っているのは第三者、第四者、第五者

が工事を行っているのが現状でございます。そうなりますと、仮に百万円で受けた

工事が、実際にその工事を行っている業者にいきますと三十万円ないし四十万円です。工事をやつてゐるわけです。ですから、交通整理の指導員を置くわけでもないし、その復旧に対する考え方にしても、元請の単価と、第四者、第五者の単価とは違ひますので粗悪な仕上げになつて終わつてゐるのが現状でございます。片側通行でしたら許可をしております。ところが実際にやつてみますと、真ん中に大きな機械を据えちやいまして全面通行禁止というふうな現状になつてゐるのがいままでの福生の道路占用に対する管理のあり方ではないかと思ひますが、この一条から二十四条までの、又、その四条、五条、六条等々に示されております中には、特に五条には、この解釈は下請の場合についてはどうかということはどうもありません。ただ、元請に対する許可条件を与えております。ところが、Aという元請には道路占用を許可しておりますが、実際に實際行つてゐるのはBでありCであるという業者であります。その関係についてはどのような解釈でこの許可条件を与えてゐるか、そのことをまずお尋ねいたします。

○市長（石川常太郎君）

自席でお答えいたします。

部制への準備段階といたしまして課長補佐を置きたいと思ひます。

それから、商店の問題でございますが、私どもの心情といたしましては一生懸命働いてくださる従業員でございますので、福利厚生も見てはあげたいんですが、どうしても、先ほど申し上げましたように、他の市民とのつり合いとか、あるいは公平というような問題がございますので、非常にそこがむずかしい問題でございますので、十分この問題についてはもう少し研究の時間を与えていただきたいと思う次第でございます。

○教育長（町田倍二君）　ただいまの、御指摘になりました教育委員会の指導の考え方等につきましてお答え申し上げます。

考え方といたしましては、その前に、御指摘の憲法第二十六条によります、「ひとしく教育の権利を有する」ということでございしますが、戦前はその教育を押しつけるような行政でございましたが、現在はここに規定されているとおりひとしく教育の権利を有するわけであります。したがしまして、そういう条件整備をすることが必要ではないかと思ひます。そこで、教育基本法第十条二項に「教育行政は、教育の目的を完遂するに必要な諸条件の整備確立を目標に行わなければならない」ということが規定されております。すなわち、教育行政の任務は教育の自主性を尊重

すると同時に、教育の具体的な内容に立ち入って監督命令するのではなく、各条件整備を行うことだというのが規定されております。そういう考え方の上に立ちまして、御指摘の点につきまして、教育の本質と言ひますが、学校の教育上の問題でございます。学校みずから考えるべき問題でありますので、今後学校が主体的な研究をするように指導の徹底を図っていきたいと思ひております。

それから又、教育委員会といたしましては、行政の立場から条件の整備の面でのような援助、指導をすべきかにつきまして、新年度から教育の課題研究会といたしまして、これは仮称でございますが、そういうのを発足いたしまして学校教育上いろいろな問題になつてゐる点につきましてこの課題研究会で研究していくというような方針を一応立てておりますので、そういう中で解決を図っていきたいと考えております。後の問題につきましては担当課長から御答弁いたします。

○教育委員会学務課長（古谷正夫君）　自席からお許しをいただきまして学務課の指導のあり方について御答弁させていただきます。

現在、教育課程の指導につきましては教育課程とか学習指導が私どもの所管になるわけでございますが、これは、指導係を中心といたしまして、専門でございます指導

主事を通して学校に指導を申し上げておるわけでございます。その教育課程等につきましては関係職員等を集めまして説明会をいたしたり届け出をさせておるわけです。又、これらにつきましては国の基準でございますが学習指導要領をもとにして指導を進めておるわけでございます。

それから、学習指導、生活指導につきましては、直接学校現場の中に入って私どもが直接指導はできませんので、個々の教師の指導を行うことにつきまして、学校長を通して指導の方針を基本としながら各種の研究會、研修會等で御指導を続けているのが現状でございます。

○建設課長（森田進君） 御指摘いただきました、第五条の占用者以外の使用の件につきまして御答弁申し上げます。

道路法に基づきまして道路申請については、占用者がその申請人になる、そういうふうな形で現在占用許可事務を進めておるわけでございます。電電公社に限らず市が施行する行事等含めまして、占用者と直接工事を行う者とは確かに御指摘のように違うわけでございます。

この五条の関係でございますが、そういうふうな考え方から、私どもは占用権につい

てはあくまでもこの占用者に権利がある。それで、ここに特に市長の許可を受けた場合でございますが、この中で、いまのような問題については、一応処理していく、そのように考えております。

当然、管理だとかあるいは監督については占用者の責任において一応工事をしていく。そのように一応進めておるわけでございます。（「市の直接工事に

対する管理はどのようにやしていくか、建設課長抜かしている。」と呼ぶ者あり）先ほど、全

般事項というような形で御答弁申し上げたんでございますけれども、市道の全般的な管理につきましては、やはり、電電公社で御答弁申し上げたと同じように、一応市道の維持

管理というものを中心に現在進めておるわけでございますが、いろいろ住民からの御指摘等もございまして、今後、進め方といたしましては道路の維持管理の問題、あるいは交通を中核といたしました災害防止の問題、それから住民あるいはその道路等を利用する人たちに対する広報等の問題につきまして、市あるいは交通行政を担当いたします警察あるいはは占用者あるいは業者が一体になりましてそうした問題を最重点に抑えるような努力をしていきたいと、このように考えております。

○十九番（大野行夫君） 残り時間もありませんので、要望と今後のあり方でしょうかうございしますが、まず、一点の課の改革についての問題でございますが、ただいま市長